

平成29年9月1日

第82回 神戸市個人情報保護審議会

特定医療費（指定難病）支給事務の権限移譲に
伴うシステムの導入について

（保健福祉局）

神保保調第 1397 号
平成 29 年 9 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

特定医療費（指定難病）支給事務の権限移譲に伴うシステムの導入について

担当：保健福祉局保健所調整課

特定医療費（指定難病）支給事務の権限移譲に伴うシステムの導入について

（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

電子計算機処理する個人情報

【特定医療費（指定難病）支給システム】

■患者基本情報

住民基本台帳個人番号、患者 ID、氏名、かな氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、保険種別、保険者番号、◎疾病番号、◎疾病名、階層区分、適用区分、指定医療機関名、指定医師名、承認日、承認期間ほか

■指定医療機関情報

医療機関名、住所、電話番号、承認日、承認期間

■指定医師情報

氏名、かな氏名、医療機関名、承認日、承認期間

■番号法関連情報

制度個人番号、統合宛名番号

■税情報

宛名番号、賦課年度、徴収方法、市民税額（所得割計）、市民税額（均等割）、更正年月日

特定医療費（指定難病）支給事務の権限移譲に伴うシステムの導入について

1. 趣旨

難病にかかる医療費助成については、これまで国・都道府県が実施主体となって「特定疾患治療研究事業」として行われてきたが、難病に係る公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下難病法）が施行された。法律の施行に伴い、指定難病医療費助成制度が新たに開始され、医療費助成の対象疾病が330まで拡大された。

法律には、大都市の特例として政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする旨が盛り込まれており（法第四十条及び附則第四条）、これに伴い神戸市では平成30年4月より「特定医療費（指定難病）支給認定」に係る申請受理から認定・給付、指定医・指定医療機関の指定など多くの事務が兵庫県より移譲される。

このため、本市の対象患者について兵庫県よりデータを移行し、上記事務を引き継ぎ実施していくためのシステム構築・導入が必要となる。

2. 概要

現在兵庫県が主体となり実施している「特定医療費（指定難病）支給認定」に係る以下の事務について、本市内受給者約12,000名分のデータを県より移行し、業務を引き継ぎ実施するためのシステムを神戸市仮想化基盤上に構築・導入する。

また、各区より進達された書類の入力等については、本庁業務所管課もしくは委託により行政事務センターにおいて事務を行なう。

その他、各区役所で窓口受付の際に税情報を確認する必要がある場合には、各区役所に設置されている福祉情報システム端末により本人同意の上で確認を行なう予定としている。

3. 効果

(1) 法定の事務移譲の円滑な実施

難病法に基づき政令市が実施するものとされる難病医療費支給事務にかかる対象者のデータについて、兵庫県より円滑な移譲を実現する。

(2) 業務負担の軽減

システム化により難病医療費受給者証等の印刷、国への統計報告など、大幅な作業負担軽減が可能であり、業務全体の効率化を実現することができる。

(3) 患者サービスの向上

共通基盤システムや税情報システムと連携したシステム構築により、これまで申請時に必要とされていた税情報等の添付書類が不要となり、患者負担の軽減が可能となる。

4. 実施計画

平成29年9月まで	システム構築
平成29年10月～	データ移行テスト、リハーサル

5. 処理件数（予想値）

新規申請受付、認定 250人/月

更新申請受付、認定 12,000人（年1回）

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」並びに「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

なお、申請書類のシステム入力等の業務の一部を行政事務センターへ委託する場合には、委託契約書に「個人情報の保護」ならびに「情報セキュリティポリシー等の順守」に関する条項を盛り込み、上記条例等の趣旨を徹底させる。

また、システムの運用保守等の委託契約にあたっては、個人情報の厳格な取り扱いを徹底させる。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたっては、ユーザ ID と生体認証並びにパスワードによる二要素認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② 職員単位でデータへのアクセス権限を設定する。
- ③ 個人情報に係るデータについては、原則として端末機に保存せず、サーバ（神戸市サーバ仮想化基盤）上にて一括して管理する
- ④ システムは庁内基幹業務系ネットワーク上に置かれたサーバ仮想化基盤上で起動し、端末はこのサーバ仮想化基盤からの画面転送を受ける。
- ⑤ 特定の端末機以外の端末機は、すべての外部記録媒体を使用できないように制限する。
- ⑥ 端末機とサーバは専用ネットワークで接続し、外部からの不正アクセスを防止する。また、ウイルス対策ソフトの導入等によりコンピュータ・ウイルスからの感染を防止する。
- ⑦ サーバ、操作端末のウイルス対策ソフトウェアのウイルス定義の更新は、企画調整局情報化戦略部が庁内基幹業務系ネットワーク上に設置しているサーバから自動配信を受ける。
- ⑧ サーバ仮想化基盤上の各業務システムのデータは、定期的にデータセンター内に設置する共用ディスクにバックアップを行う。更に、重要なデータについては、別のデータセンター内に設置する共用ディスクへ遠隔地バックアップを行う。

(2) 運用上の保護

- ① 神戸市サーバ仮想化基盤を利用することで、個人情報を管理するサーバは同基盤で一律に管理し、セキュリティの確保に努める。
- ② パスワードを定期的に変更すると共に、端末の操作ログを記録し、個人情報への不正なアクセスが行われていないか監視を行う。
- ③ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ④ 保守年限を超過したデータについては、速やかに消去する。